

令和8年度第1回山口県教科用図書選定審議会議事録

日 時 令和8年4月28日（火）

午後1時30分から午後3時20分まで

場 所 県庁4階 共用第2会議室

発言者	内 容
事務局 審議監 各委員 事務局	・「令和8年度第1回山口県教科用図書選定審議会」を始める。 ・県教育委員会挨拶（林審議監） ◆各委員 自己紹介 ・委員の任命について ・本日の会議について ・配付資料について ・旅費等について
課 長	・義務教育諸学校用教科用図書の採択の仕組みについて ・教科用図書選定審議会所掌事務について ・教科用図書採択関係法令及び山口県教育委員会規則について
事務局 各委員 事務局	・説明について質問はないか。 ◆（特に意見なし） ・山口県教科用図書選定審議会規則第3条によって、本会の会長・副会長の選出に移る。御意見を伺いたい。
各委員 事務局 課 長	◆（特に意見なし） ・事務局案を示してよろしいか。 ・事務局としては、会長を山口大学教育学部教授の松岡勝彦委員に、副会長をやまぐち総合教育支援センター教育支援部部長の井村博文委員にお願いしたいと考えている。
事務局 各委員	・事務局案で承認いただけるか。 ◆拍手により承認
会 長 事務局	○会長、副会長、席の移動（前の席へ） ◆会長挨拶 ・職務代理者について
会 長 事務局	◆萩市教育委員会教育長の池田廣司委員を指名する。 - ここで、山口県教育委員会より教科用図書選定審議会に対して諮問を行う。
会 長 事務局	◆受領 ・松岡会長に対する司会・進行のお願い
会 長	◆ただいまから審議に入る。まず、本審議会への諮問内容について、事務局から説明願いたい。
課 長	・選定審議会への諮問内容について説明 - I 義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択の基準について - II 採択関係者に提示する令和9年度使用教科用図書の選定に必要な資料について
会 長	◆諮問内容と本日の審議会の審議内容について何か質問はないか。

各委員 事務局	◆（特に意見なし） ・一般図書等を展示しているので、休憩中に御覧いただきたい。
会 長	◆今年度の「採択の基準」や「選定資料」について、事務局から素案を説明願いたい。
事務局	◎事務局から資料配付 ・「義務教育諸学校における令和9年度使用教用図書の採択の基準及び選定に必要な資料について（素案）」及び「令和9年度使用一般図書（一般図書（特別支援学校・学級用））選定資料（素案）」について各資料を使って説明
会 長	◆素案について項目を区切って審議していく。 まず、素案のⅠの1「義務教育諸学校用の教科用図書（一般図書（特別支援学校・学級用）を除く）の採択について」の項目で質問はないか。
各委員	◆（特に意見なし）
会 長	◆次は、Ⅰの2「一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について」の項目で質問、意見はないか。
委 員	◆文言について、2（1）小学校及び中学校の特別支援学級における『一般図書（特別支援学校・学級用）』は、この表し方が一般的なのか。
事務局	・「一般図書（特別支援学校・学級用）」が一つの資料名である。小学校及び中学校の特別支援学級におけるその資料の採択という意味を表している。
会 長	◆Ⅰの3「教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について」の項目で質問や意見はないか。
委 員	◆中学校で一般図書を採択するとき、気を付けなければならないことはあるか。
事務局	・一般図書も無償給与の対象であり、1度受け取ったものを2度受け取ることができないので注意が必要である。児童生徒がどの一般図書を受け取っているか記録を残さなければならない。
委 員	◆転入の際は気を付けている。小学校など前の学校から引き継いだものを注意して確認するようにしている。
委 員	◆特別の教育課程による場合というのは、特別支援学校の教育課程をもとに編成しており、それに基づく教科書受給ということになる。
会 長	◆Ⅱの1「採択関係者に提示する令和9年度使用教科用図書の選定に必要な資料」について質問、意見はないか。
委 員	◆観点「ウ 編集・製本の特徴」の中にある「丈夫であること。（判型・分冊・製本の様式）」について、丈夫でないものはどういう想定か。
事務局	・破れやすいものは想定していないが、資料にある「昨年度の調査研究資料」を参考にしてほしい。
会 長	◆他に意見はあるか。
各委員	◆（特に意見なし）
会 長	◆全体を通して何か意見はあるか。
各委員	◆（特に意見なし）

会 長	◆他に意見はないか。 意見がこれ以上なければ、事務局の素案をもとに、本日の審議内容を加えて「採択の基準及び選定に必要な資料について」の原案を作成し、選定資料の原案の作成を依頼することにするということによろしいか。
各委員	◆拍手により承認
会 長	◆「山口県教科用図書選定審議会規則」第6条で述べている「研究調査員」及び「研究調査員会」について事務局から説明願いたい。
事務局	・研究調査員会及び研究調査員の説明
会 長	◆研究調査員及び研究調査員会について質問はないか。
各委員	◆（特に意見なし）
会 長	◆事務局により示された案に従い、研究調査を行ってよろしいか。
	◆事務局案に従い、調査研究をお願いしたい。5月1日（金）と5月11日（月）に計画されている研究調査員会の運営については、事務局をお願いする。
	最後に今後の日程について事務局から説明してもらいたい。
事務局	・第2回選定審議会は、5月14日（木）に午後1時半から県庁4階第2会議室で開催する。また、第2回の審議会で検討したものをもって、5月21日（木）に、松岡会長から、山口県教育委員会に対して答申がなされる予定である。 ・今後の日程についてもお願いしたい。都合の悪い場合は、事務局まで連絡をお願いする。
会 長	◆審議をいただき感謝する。進行を事務局にお返しする。
事務局	・閉会行事を行う。
課 長	・県教育委員会挨拶（松岡義務教育課長）